

# 国家資格キャリアコンサルタント 面接ロールプレイ試験パワーアップ講義

キャリアコンサルティング協議会受験生が  
**絶対に**知っておくべき

## 「主訴」のこと

キャリア魂塾  
career-soul



# 今回の **大前提**

それは…

# キャリアコンサルティング協議会の 実施する「実技試験」において

**「主訴」という言葉は存在しない**

という「事実」です。

協議会は「主訴」という言葉は

「使わない」

これを知っておいて下さい。

キャリアコンサルティング協議会は、  
「主訴」という言葉を使わない…

ではどうして、キャリアコンサルティング協議会は  
「主訴」という非常に重要な言葉を使わないのですか？



私が、信頼できる筋から独自に得た情報では、

1. 元々「主訴」という言葉の定義が無く、養成講習機関がそれぞれ独自の解釈で教えている。
2. 医療用語であり、カウンセリング用語ではないとして「使わない＝指導していない」養成機関もあった。
3. そういった養成機関があることから、国家資格試験化の際に、「主訴」という言葉を使わないと決定した。

とされています。



例えば、私自身が修了した養成講習機関のテキストに準拠すれば、事例の概要を記載するときは、下記のようになります。

クライアント：Aさん 28歳 男性 独身 フリーター

家族：本人 父（自営業65歳） 母（自営業手伝い62歳）

主訴：漫画家になりたいが、もう28歳になった。夢を諦めて正社員として働くべきか、夢を諦めずに頑張るか、どうしたらよいか迷っている。

来談経緯：〇〇大学を卒業後、いったん食品メーカーに就職したが、〜〜〜自営業の父から「いつまでも夢ばかり見ていてどうするんだ」と諭されたことがきっかけで来所した。



例えば、私自身が修了した養成講習機関のテキストに準拠すれば、事例の概要を記載するときは、下記のようになります。

クライアント：Aさん 28歳 男性 独身 フリーター

家族：本人 父（自営業65歳） 母（自営業手伝い62歳）

**主訴** 漫画家になりたいが、もう28歳になった。夢を諦めて正社員として働くべきか、夢を諦めずに頑張るか、どうしたらよいか迷っている。

経緯：〇〇大学を卒業後、いったん食品メーカーに就職したが、〜〜〜自営業の父から「〜〜〜でも夢ばかり見ているとどうするんだ」と諭されたことがきっかけで来所した。





一部の養成講習機関を修了された方にとっては、意外かもしれません。

しかし、このように

主訴：漫画家になりたいが、もう28歳になった。夢を諦めて正社員として働くべきか、夢を諦めずに頑張るか、どうしたらよいか迷っている。

はっきりと「主訴」として、言い方を変えれば「来談目的」と同じ内容が記載されています。

つまり、私は「主訴」＝「来談目的」と学んでおり、私と同じ養成講習機関で学ばれた方は全員「主訴」＝「来談目的」なのです。

一部の養成講習機関では「主訴」を「引き出すもの」として教えているとされますが、このような「主訴」に対する指導の違いがあるため、協議会では「主訴」を使いません。



ではなぜ、日本キャリア開発協会（JCDA）では「主訴」という言葉を使うのですか？



私が、信頼できる筋から独自に得た情報では、

**「わからない」**

だそうです。



…協議会で面接ロールプレイ試験を受験する受験生は、  
どういったことを「主訴」と捉えるべきでしょうか？



まず「主訴」という言葉を、協議会は「使わない」ことを理解して下さい。

国家試験でも技能検定試験でも、協議会は

「相談者が相談したかったこと」や「相談者が相談したい問題」などと表現をしています。

「今回の相談者の『主訴』は何ですか？」では、

修了した養成講習機関によって、「答え」が大幅に変わってしまいます。

極端なことを言えば「主訴って何ですか？」と答える受験生や、またロープレ内容によっては「主訴は引き出せませんでした」と答える受験生もいるわけですから。



大事なことなので、もう一度言いますね。

協議会は

「今回の相談者が相談したかったこと」や「相談したい問題」と問いかけます。

これは一番大切な「言語コミュニケーション」が出来ているかどうか、支援者として最低限の「確認」です。

キャリア魂塾では「相談者の相談したかったこと」に対する「最低限の答え」は、「書いてある」と考えます。



…「書いてある」…どういふことですか？



面接室入室直前に配布される、『相談者情報』に記載されている、  
つまり書いてある

『相談したいこと』が『今回の相談者が相談したいこと』の  
『最低限＝マストとなる』内容です。





ちなみに、平木典子先生は「受付の主たる目的として、  
『主訴など必要な情報の伝達』」と述べておられます。  
(カウンセリングの技法 臨床の知を身につける」北樹出版)

平木先生も

「主訴」＝「面接初期（又は面接前に）『相談したいこと』として  
相談者から得られた情報」

と考えておられるわけですね。



私が養成講習で習った内容と全然違うのですが…？



個々の養成講習機関の指導については、私から何か申し上げることはできません。

ただ、キャリア魂塾では、このように  
「キャリアコンサルティング協議会」にミートした受験対策指導を行っており、

主訴という言葉を使う場合、「相談者が相談したかったこと」と捉え、  
基本的には、余計な情報を付加していません。

なお、「主訴」については、  
当然「カウンセリングを継続する中で多様に変化する場合もあり」  
と解釈されており、「引き出す」という「主訴」へのアプローチは考え方としては  
ありえます。

(公認心理師必携テキスト 福島哲夫編著 学研メディカル秀潤社)



<https://career19.link>

